

## 8. 福祉用具について

### (1) 福祉用具の保険給付の適正化について

#### ① 国保連合会介護給付適正化システムの一層の活用について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、製品毎に価格の分布状況（全国、都道府県別、保険者別）を把握可能とするとともに、製品毎の価格幅等を抽出可能とする検索条件を拡充している。

このシステムを活用し、福祉用具貸与価格に関する項目を含む介護給付費通知について、578保険者（平成22年）において取り組んでいただいているが、当該システム改修により福祉用具の価格情報の把握が可能となった保険者では、外れ値の改善に一定の効果が見られる。また、一部の保険者では、介護給付費通知と併せて、当該システムの導入により把握される保険者の管内で貸与された製品に係る製品毎の貸与価格情報（最頻値、平均値、最高値、最低値）について、市のホームページを通じて情報提供する取組も行われている。

各都道府県におかれては、当該システムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

#### ② 介護保険請求時に介護給付費明細書へ記載するコードについて

福祉用具貸与における介護保険請求時に介護給付費明細書へ記載するコードについては、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）において、公益財団法人テクノエイド協会が付しているTAISコード又は財団法人流通システム情報センターが付しているJANコードを基本とし、いずれのコードも有していない商品については福祉用具貸与事業者が任意で付したコードを記載することとしている。

平成23年11月10日の介護給付費分科会では、いわゆる「外れ値」への対応として、上記の介護給付費通知書等の取組が全ての保険者に普及するよう推進するなど、給付の適正化のための取組を一層推進することとされた。

これを踏まえ、介護給付費明細書へ記載するコードについては、TAISコード

又はJANコードのいずれかを記載しなければならないことを明確にし、いずれのコードも有しない福祉用具に限り、例外として、任意で付したコードを記載することを認めるものとする。各保険者におかれては、管内福祉用具貸与事業者に対する周知をお願いする。

## (2) 平成24年度介護報酬改定に伴う見直しについて

### ① 福祉用具サービス計画について

#### ア 概要

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売について、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者に対し、利用者ごとに個別サービス計画の作成を義務付けることとし、人員及び設備に関する基準の改正を行う。

#### イ 改正内容

- ・ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。
- ・ 福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成した際には、当該福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。(※福祉用具貸与のみに規定)

#### ウ その他(経過措置等)

- ・ 公布日に現に存在する福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者は、平成25年3月31日までの間に、当該事業所の全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成することとする。

- ・ 福祉用具サービス計画の様式は、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。なお、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考とされたい。

## ② 保険給付の対象となる福祉用具・住宅改修の追加

平成24年度介護報酬改定において、次の福祉用具及び住宅改修について、平成24年4月1日から、新たに保険給付の対象とする。

### ア福祉用具貸与

追加となる用具	概要	備考
介助用ベルト	「特殊寝台付属品」の対象の拡充	入浴介助用以外のもの
自動排泄処理装置	福祉用具の貸与種目に追加	次の要件を全て満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿又は便が自動的に吸引されるもの</li> <li>・尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの</li> <li>・要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの</li> </ul>

### イ特定福祉用具販売

追加となる用具	概要	備考
便座の底上げ部材	「腰掛便座」の対象の拡充	—
自動排泄処理装置の交換可能部品	「特殊尿器」の改正	次の要件を全て満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの</li> <li>・要介護者又はその介護を行う者が容易に交換出来るもの</li> </ul>

### ウ住宅改修

追加となる改修	概要	備考
通路等の傾斜の解消	「段差の解消」の対象の拡充	—
扉の撤去	「扉の取り替え」の対象の拡充	—
転落防止柵の設置	「段差の解消に付帯して必要となる工事」の対象の拡充	スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置